

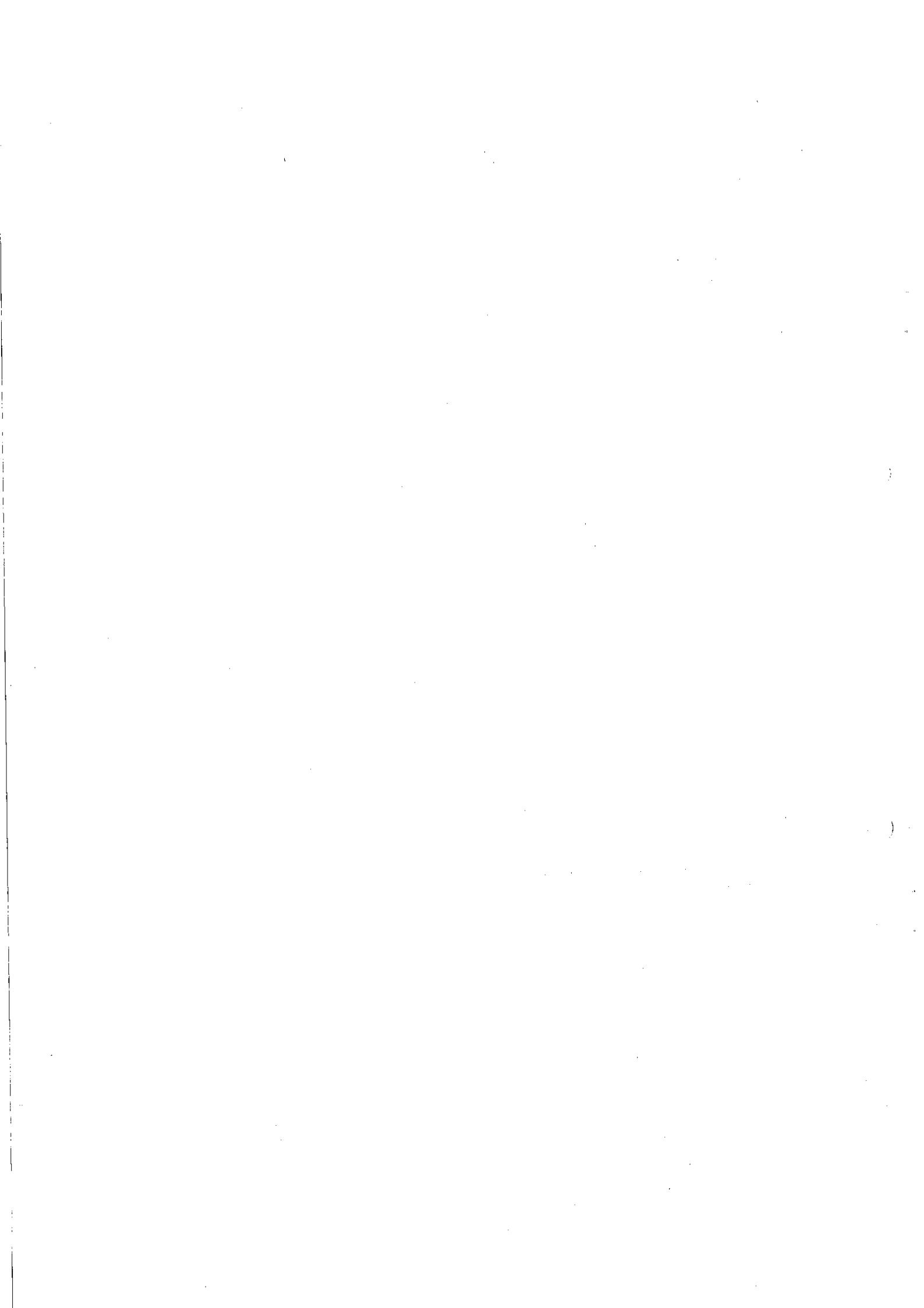
令和5年度

事業計画書

〔 事 務 局
地域包括支援センター
うみねこ園
生活支援体制整備 〕

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

社会福祉法人女川町社会福祉協議会



令和5年度事業計画

1 基本方針

本会が令和2年3月に策定した「第5次女川町地域福祉活動計画」は、女川町が策定した「女川町地域福祉計画」と一体的に推進していくために、「地域の支えあいとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ」を共通の基本理念としております。

時代の流れとともに、私たちが暮らす社会では物質的な豊かさや利便性を享受できるようになったものの、一方ではストレス社会や無縁社会ともいわれ、社会的に孤立した個人や世帯の抱える問題は多岐にわたる現状となっています。

このような多様化・複雑化した地域生活課題解決に向けて第5次女川町地域福祉活動計画では、「地域づくり」を進めていく過程のなかで、一人ひとりが尊い存在として重んじられ、孤立感を感じることなく地域社会の中で生きることを大切にしています。

また、私たちが代弁者として様々な地域課題に直面している地域住民の「声なき声」を聴き、社会福祉領域のみならず、関連する領域の施策を把握し、どのような状況においても、差別や偏見を受けることなく誰もが当たり前で暮らせる「地域」を住民の皆さんとともに支えあいながら創りあげていく過程こそが、私たちが推進する「地域福祉」であると考えます。

本年度は、計画実施4年目となります。これまで育んできた地域の力を1つの大きな軸とし、昨年度までの活動評価を取り入れながら重点的に以下の活動を行い、「住民参加促進の新しいかたち」に向けて産学官民が共に歩みながらより一層、豊かな地域の実現を目指します。

なお、次期計画は令和7年度からになります。計画の見通しに当たっては、住民調査・計画の検討を行うことを踏まえ、本年度及び令和6年度の2年間をかけて検討して参ります。

2 基本目標

- ① 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域
- ② 互いが支えあう地域
- ③ 誰もが安心して暮らせる地域
- ④ 組織の基盤強化

3 取り組み内容

- ① 住民の権利擁護の実現
- ② ボランティア活動の活性化
- ③ 災害時支援のための協働

④ 経営基盤の強化

4 基本理念を実現するための視点・考え方

① 自助から互助

自分自身が心身共に健康で安心かつ文化的な生活を送ることを基本とし、自分らしく生きることを目指します。また、自分自身を大切にしながら人との交わりあいのなかで豊かな生活を実現します。

② 自助・互助・共助

誰かを支え、誰かに支えられていることを実感しながら、お互いのつながりが地域に広まり、一人ひとりが地域の大切な資源となり、支えあう地域を目指します。

③ 自助・互助・共助を支える公助

個人や地域がかかえる複合的な生活課題において、制度の活用や関係機関と連携を図ることで、包括的な仕組みをつくっていきます。

④ 住民・地域に関わる全ての人とともに

社協の活動原則の中心は住民であり、住民ニーズに立脚した活動を住民が自主的に取り組むために、様々な機関や団体とも協働しながら計画的かつ総合的に活動を進めていきます。

また、活動を遂行する住民・地域に関わる全ての人とともに、「地域福祉」についての理念や役割を十分理解しながら取り組んでいきます。

事 務 局

法人の運営にかかる事業	実施活動及び内容
(1)本会の運営に関すること	①正副会長会議の開催 ②理事会・監事会・評議員会の開催 ③役員等の研修会の実施 ④支部長会議の開催 ⑤部会の在り方についての検討
(2)会員募集に関すること	会員（一般・賛助・特別）の加入促進及び増強
(3)地域福祉活動計画の進行管理等に関すること	地域福祉活動計画の進捗管理及び評価の実施
(4)施設の経営に関すること	①女川町地域活動支援センターうみねこ園の経営 ②女川町地域包括支援センターの運営

基本目標 1	一人ひとりが自分らしく暮らせる地域
目指す姿	一人ひとりが、自分自身を大切にし、その人らしい自立した生活ができることを目指します。

地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(1)住民の権利擁護の実現 【総務係・地域福祉係】	①地域における権利擁護の体制づくり ②日常生活自立支援事業「まもり一歩」の周知・活用 ③住民参加による権利擁護の理解・促進 ④市民後見人の養成に向けた働きかけ ⑤虐待防止に向けた情報発信 ⑥法人後見による自己実現支援 ⑦法人後見業務の強化	○関係機関と連携した相談支援 ○広報紙やつどいの場等様々な機会を活用し、事業内容を周知することで、必要な人が活用できるよう支援する ○権利擁護に関する研修会の開催 ○市民後見制度の啓発 ○虐待防止に向けた情報発信 ○身上に寄り添った自己実現支援 ○福祉学習の実施 ○定期的な被後見人の状況把握とケース検討 ○研修会への参加
(2)健康な心と体づくり 【地域福祉係】	①心身の健康づくりや介護予防の取り組み ②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取り組み支援 ③地域のお世話役等の育成	○地域活動の情報収集 ○地域活動における関係者との調整 ○リーダー育成における健康づくり、介護予防の研修紹介
(3)社会参加へのきっかけづくり 【地域福祉係】	①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援 ②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるような支援	○生活支援コーディネーターによる地域支援 ○集いの場づくり ○個人の特性に応じた活動ができるような情報提供とサポート

基本目標 2	互いが支えあう地域	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが孤立感を感じることなく、互いを尊重し、多様性を認めあえる地域を目指します。 自分の力を地域に活かすことで、一人ひとりが担い手となり、支えあえる地域を目指します。 	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(1)ボランティア活動の活性化 【地域福祉係】	(1)ボランティアセンター機能の強化 ①新規登録者の確保 ②広報・啓発活動の充実 (2)ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ (3)有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施	○ボランティア活動ハンドブックの作成 ○広報紙とホームページの充実 ○ふれあいサロン等の立ち上げ支援 ○運転ボランティアの人材育成
(2)住民主体による支えあい活動の活性化 【地域福祉係】	(1)地域での見守り体制の推進 ①情報交換や協議の場づくり ②支えあい意識を高めるための取り組み ③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援 ④地域のリーダー育成 ⑤救急医療情報キットの配布と活用 (2)地域課題と解決するための協議の場づくり ①座談会の開催 ②地区役員への福祉意識の啓発 (3)住民同士の支えあいによる生活支援の展開 ①資源開発 ②生活支援サービスについての調査・検証	○地域団体の交流促進と活性化 ○声かけの推進 ○あいさつの推進 ○リーダー育成講座の開催 ○救急医療情報キットの配布と啓発 ○座談会の開催支援 ○福祉出前講座の実施 ○住民主体の地域事業への支援 ○住民ニーズの把握と反映
(3)支えあうためのネットワークの充実 【地域福祉係】	①企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発 ②地域づくり会議（仮）の開催 ③支援種別（テーマ別）に応じたネットワーク会議（プラットフォーム）の開催 ④地域と関係者との連携 ⑤関係機関との連携	○広報紙「社協だより」の配布 ○生活支援体制整備事業協議体の開催 ○女川町地域ケアネットワーク会議への参加 ○地域個別ケア会議・地域ケア会議の開催 ○生涯学習課・健康福祉課・社会福祉協議会事務打合せ会への参加

基本目標 3	誰もが安心して暮らせる地域	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、住み慣れた地域において生涯にわたって、安心して自分らしい生き方ができる地域社会を目指します。 誰もが、必要に応じたサービスや資源につながりながら、ともに生きる地域社会を目指します。 	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(1)相談しやすい環境整備 【地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> ①相談員の質の向上 ②総合相談ケアパスの作成 ③地域内で相談できる仕組みづくり ④相談窓口の周知・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○対人援助向上等スキルアップ研修の企画、開催 ○相談対応フローチャート及び住民向け総合相談ケアパスの作成 ○地域内相談対応の仕組みづくり ○支部長、民生委員児童委員、福祉活動推進員等の研修開催 ○様々な手段による住民目線の情報提供
(2)情報の活用促進 【総務係・地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> ①ホームページ・社協だより・リーフレット・SNS等の活用 ②相談窓口の周知 ③集いの場を活かした情報提供 ④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し ⑤情報提供のバリアフリー ⑥リーダーに情報提供（質の良い）し、口コミで伝えてもらう ⑦情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりの発行やホームページの充実、リーフレットの作成、SNSによる情報発信 ○住民の相談内容に応じた窓口の周知 ○住民活動の場を活かした情報提供 ○地域や住民への情報発信の促し ○偏りが生じない情報の提供 ○住民に対する確実な情報の提供 ○地域での活動者と情報交換による情報収集
(3)生活困窮者への支援 【地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の周知 ②関係機関との協働支援 ③フードバンク（ネットワーク）の支援の確立 ④生活福祉資金・生活安定資金の活用 ⑤多様な貸付制度の周知・紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙「社協だより」等による周知 ○生活困窮者の相談対応 ○フードバンクの実施 ○生活福祉資金・生活安定資金の貸付 ○多様な貸付制度の周知・紹介

地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(4)災害時支援のための協働 【地域福祉係】	①町と協働で避難行動要支援者名簿の作成 ②要配慮者等との避難訓練の実施 ③防災・災害時に備えた訓練 ④ボランティア人材の確保 ⑤被災地区以外からの支援者派遣	○避難行動要支援者名簿の作成（協力） ○要配慮者等との避難訓練の実施 ○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 ○災害ボランティア講座の開催 ○町内ボランティア派遣による災害支援

基本目標 4	組織の基盤強化	
目指す姿	多様な事業を展開するためには、健全な法人運営が基本であり、そのため必要な人材と財源の確保に努め、安定した運営基盤を築き、円滑な事業運営を目指します。	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(1)人材の育成と確保 【総務係】	①内部・外部研修による職員のスキルアップ ②長期的な人員の配置計画による人材の確保 ③資格取得の推奨	○内部研修の実施 ○外部研修への参加 ○計画的な人事管理 ○業務内容と人員配置の見直し ○資格を取得しやすい環境づくり
(2)経営基盤の強化 【総務係】	①会員募集の拡大 ②行政・民間の補助金や受託事業の活用 ③計画的な予算の執行 ④中長期の財源計画の策定	○ホームページを活用した会員募集 ○行政や各種団体補助金の申請と活用 ○受託事業の見直し ○部署ごとの予算管理、執行 ○実績額に基づいた予算措置 ○中長期の収支予算見込の算定 ○中長期の財源確保に向けた検討や協議

女川町地域包括支援センター

1 運営方針

女川町第8期介護保険事業計画の最終年にあたり、女川町総合計画2019に示されている「いのちとくらしをみんなが紡ぐまち」を目指す基本理念を継承し、すべての高齢者が生涯にわたり、「生きがいを持ちながら健やかで安心して暮らしていける社会の実現」を目指して取り組んでまいります。

引き続き、介護保険事業計画の基本理念に基づき、また、本会の重点事項である「地域づくり」を根底におきながら、高齢者が地域で安心して生活を続けられるネットワークを構築し、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアの促進と充実に向け取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症基本的対処方針の変更への対応や、自然災害発生時にも持続可能な対応ができることを法人内で整備しながら、運営にあたっては、地域・関係機関と協議を行い、住民にとって不利益が生じないように各事業を展開するとともに、介護サービス利用者には必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、体制を構築していきます。

2 運営方針の実現に向けた取り組み

- (1)高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、個人の権利や尊厳を守りながら、その人らしい生活が継続できるように、必要な支援につなぐ総合的支援。
- (2)介護保険サービスのみならず、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス・支え合いなどの社会資源を有機的に結びつける包括的支援。
- (3)高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する継続的支援。
- (4)地域の状況や地域住民の声など実態を把握し、地域の先を見据えた予防的な取り組み。
- (5)本会が行う地域福祉活動や地域支援・生活支援活動、また、行政・関係機関、地域住民と連携を図った、効率的・効果的な事業展開及び地域包括ケアの推進。
- (6)高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び福祉の増進のために、職員が連携し専門性を活かしたチームアプローチ。
- (7)各種災害を想定し、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みの推進。

3 事業別の具体的な取り組み事項

I 介護予防・生活支援総合事業等の推進

事業・事業名	現状・課題	目標（目指す姿）	目標値（何をいつまで）
(1)介護予防の支援と推進			
<p>①介護予防普及啓発事業</p>	<p>事業参加や地域行事への新たな参加が少なく、コロナ禍の影響により外出する機会が減りその間に身体の機能低下があり、参加することができなくなった方が増えた。世代交代とも思われることから事業内容の見直しや周知方法の検討が必要な状況。</p> <p>また、参加できなくなった方や、閉じこもりがちの方へのフォローを見直す必要がある。</p>	<p>より多くの住民が自分自身の心と体に関心をもち、その人らしく生活が送れるように、介護予防の基本的な知識について紙面や集いの場を活用しながら得られるようにする。</p> <p>参加できない状態の方への普及啓発も行い、つながりを継続できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターだよりの発行（月1回おながわ広報紙面活用） ○社協ホームページへの記事掲載 ○啓発用パンフレット等の作成、配布 ○集いの場での介護予防手帳の活用 ○遊びりサロンの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びりセッション、ふれあいサロンの周知（運動系レクリエーション、ゲーム） *健康生 17 か所 75回 *ばんぷきん 13 か所 42回 ○運動能力チャレンジの実施（遊びり会場にて3項目実施）。 ○ペタンク会場巡回握力測定の実施 ○包括出前いきいき講座の開催（随時） ○集いの場への参加勧誘とつながりづくりの検討 ○社協事業との連携
<p>②地域介護予防活動支援事業</p>	<p>少人数での自主活動サークルの継続のためには会をサポートする人材が必要。また、介護予防人材育成はその後の活動の場を提案していくことが必要である。</p>	<p>生きがいや社会参加のきっかけとなるように、自らが必要な介護予防に関する知識・技術を習得し、継続して実践できるようにする。</p> <p>また、その体験を地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のお世話役育成「びんぴん元気推進塾」フォローアップ講座の開催（年4回） ○福筋クラブ（自主活動）への支援（2会場、計9回）

		<p>域活動の中で活かすことができるように担い手を育成する。</p> <p>介護予防事業を紹介し、サポーター的な役割を担ってもらえる人材として活用できるようにする。</p>	
③地域リハビリテーション活動支援事業	<p>機能低下による日常生活動作の評価、住宅改修や福祉用具の活用についての相談があり、介護保険サービスにつなぐまでのリハ職の相談対応が必要とされている。</p> <p>また、集団に対しての介護予防啓発や地域課題への助言指導も必要である。</p>	<p>リハビリテーション専門職が通所・訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援する。</p>	<p>○個別訪問・相談の実施</p> <p>○住民の集いの場への支援</p> <p>○地域ケア会議への参加、助言</p>
④介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握の推進	<p>総合相談業務や各機関からの情報提供から実態を把握し、ニーズを確認し対応している。</p>	<p>各方面から把握した対象者に対し必要な支援をする。</p>	○適宜
⑤保健事業と介護予防の一体的実施事業	<p>集いの場を活用し、保健事業と協働による介護予防啓発を行った。実施した結果をもとに課題を分析し、継続で取り組んでいく必要性がある。</p>	<p>教室で得られた結果と高齢者の医療・介護データの分析から、より効果的な教室を実施し健康寿命の延伸につなげられるようにする。</p>	○適宜担当課と協議し、状況の分析、方向性の確認
(2)介護予防ケアマネジメントの実施			
指定介護予防支援事業および第1号介護支援事業	<p>包括職員担当ケースが約82.8%、委託事業所担当ケースが約17.2%。委託事業所担当のケアプランを主任ケアマネがチェックしている。</p>	<p>現状の維持や改善を図り、本人の意向に沿ったケアプラン作成になっているのか確認を行い、適切にサービスが提供されるようにする。</p>	<p>○自立支援に向けたケアプラン作成</p> <p>○本人の意思決定に基づいたケアプラン作成</p> <p>○介護保険サービスに限定せず、地域支援も考慮したプランの提案</p>

II 地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業）

事業・事業名	現状・課題	目標（目指す姿）	目標値（何をいつまで）
(1) 総合相談支援事業			
① 総合相談	<p>障害や疾病、認知症対応や介護、生活等相談内容が多様である。</p> <p>独居でキーパーソンが不在という事例の対応の相談も増えている。</p>	<p>地域のネットワーク及び関係機関や団体等と協働し速やかに対応することで、地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにする。</p>	<p>○相談内容に適切な対応ができるように、職員間で話し合いを重ね、自己研鑽をしていくとともに、研修の機会があれば積極的に参加する。</p> <p>○日頃から他機関と連携する機会を設け、それぞれの機関の役割が効果的に果たせるようにする。</p>
② 高齢者の実態把握と地域におけるネットワークの構築	<p>様々な機関からの相談や地域からの相談・情報提供も増えてきているが、住民の捉え方には地域格差がある。</p>	<p>関係機関との会議や地域の集いの場を活用し、実態を把握しながら関係機関とネットワークを構築していく。</p>	<p>○定期的な関係機関との会議への参加</p> <p>○相談協力員への研修(2回)と情報収集・情報提供</p> <p>○社協内部での情報交換の充実</p>
③ 相談体制の充実と情報提供	<p>介護世代に対する相談窓口等の周知の工夫と浸透が不十分と思われる。</p>	<p>関係機関との会議や地域の集いの場を活用し、実態を把握しながら相談しやすい窓口を目指す。</p> <p>また、年代を問わず、気軽に情報が得られるようにする。</p>	<p>○総合相談の情報提供や窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協ホームページへの掲載 ・広報紙への掲載（毎月） ・地域の集いの場の活用 ・包括支援センターパンフレットの全戸配布
(2) 権利擁護業務			
① 成年後見制度の活用促進	<p>制度についての理解や浸透に困難さがある。</p> <p>必要な時に適切に活用するための相談窓口の普及も必要な状況にある。</p>	<p>関係機関だけではなく、住民に向けても制度概要について、わかりやすく周知することで、住民同士の利用促進の声掛けにつながるようにする。</p>	<p>○民協等の会議で制度の紹介や、出前講座等を活用し、住民への周知を図り、制度利用の理解を促進する。</p> <p>○若い世代に向けた発信もホームページなどを活用し行う。</p>
② 高齢者虐待の防止及び対応	<p>老老介護や認知介護、認知機能低下による処遇困難事例など、</p>	<p>相談が早期にできることで虐待を未然に防げるよう、家族や関係</p>	<p>○住民向けにホームページや広報で広く周知するとともに、民協やケア</p>

	虐待リスクの高い事例対応が求められている。	者にとって利用しやすい窓口を目指す。 また、早期発見できるシステムとして、地域の見守り等と連動できるようにする。 支援者も虐待リスクの高い事例は防止の視点を念頭にサービス提供等行う。	マネ研修会等でも相談対応に関する周知をする。 ○地域見守り隊への虐待の理解促進を図り、異常の早期発見の啓発を行う。 ○支援者で事例検討会などを行い、対応についての研鑽を行う。
③困難事例への対応	困難ケースについては、その都度ケア会議等で検討しながら対応している。	当事者参加によるケア会議をもち、本人の意思決定を大事にしながら、かつ関係機関と連携し対応する。	○ケアマネ業務に役立てるために、相談内容や過程を積み上げ、整理する。 ○困難事例対応勉強会の開催（1回）
④消費者被害への対応	今のところ対応実績なし。	事例等を用いて、消費者被害を防止する広報活動をする。	○地区お茶会等集いの場を活用し、被害防止に向けた情報発信をする。
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
①日常的個別指導・相談	介護支援専門員からの相談に対して随時対応。	介護支援専門員が相談しやすい窓口であること。	○継続実施
②支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの相談に対して随時対応。	介護支援専門員が相談しやすい窓口であり、対応も協働できる機関であること。	○介護支援専門員が相談したことにタイムリーに対応でき、問題解決に向けた調整を関係機関と行う。（必要時同行訪問やケア会議の開催など）
③地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	介護支援専門員・サービス事業者研修会の開催	現在のつながりの継続	○事例勉強会や研修などを通して、ケアマネの資質向上や、よりよいサービス提供を検討しながらネットワークを構築していく。（1回）
(4) 地域ケア会議の充実			
地域ケア個別会議の実施、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築など	地域個別ケア会議により、個別ケースの検討や介護支援専門員のスキルアップ、ネットワークの構築が図られている。	個別課題から地域課題へ、また、実態把握から得られた情報をもとに地域づくり等につながるよう、社協地域づくり会議へシフトでき	○地域ケア会議の持ち方についての検討を行う。 ○社協地域づくり会議への情報提供。 ○困難事例検討会でのスーパーバイザーによる

	地域課題を検討する場がまだ不十分である。	る仕組みを目指す。	助言指導。
--	----------------------	-----------	-------

Ⅲ 認知症施策の充実

事業・事業名	現状・課題	目標（目指す姿）	目標値（何をいつまで）
(1) 任意事業の推進			
① 家族介護支援事業	在宅介護、特に認知症対応に関する相談が増えていることと、介護に追われ閉塞感をもつ家族がいる。同じ悩みをもつ人の集まりを希望されている。 少ない人数ながらも継続開催により家族同士の細いつながりが見えてきた。	家族介護者が地域の中で孤立することなく、また、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、介護者自身の健康増進ができるように支援する。	○家族介護者交流会(年4回)
② 認知症サポーターの育成	認知症サポーター養成講座とほっとカフェの開催をしているが、運営方法等についての見直しが必要な状況 (サポーターの活用)	認知症に関する理解者が増え、地域の中での見守りや支え合いにつながるようにする。 また、社協事業に合わせ、ボランティア登録につながるようにする。	○認知症サポーター養成講座の開催(随時) ○サポーター交流会の開催(1回)
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業			
認知症地域支援事業	様々なところでの認知症対策を行っているが、横のつながりがまだ不十分である。	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるように、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する。	○チームオレンジの活動に向けた啓発 ○商店街や企業、地域での認知症対応へのフォロー ○ほっとカフェの開催 *地域福祉センター *うたごえ喫茶 そらおと(各会場ともに毎月1回) ○認知症ケアパスの活用普及 ○認知症初期集中支援チーム活動への協働

IV 地域での助け合い・支え合いの推進～地域共生社会の実現に向けて～

事業・事業名	現状・課題	目標（目指す姿）	目標値（何をいつまで）
(1) 生活支援体制整備事業への協働	協議体への出席と情報提供	高齢者の生活課題解決につながる体制整備や、地域住民が主体的に取り組むことを関係機関と協働しながら支援し、住民活動が自身の介護予防や健康づくり、生きがいにつながるように努める。	○協議体への参加 ※社協事業との協働
(2) 災害時支援のための協働	住民個々の有事の避難や緊急時対応についての実態が把握できていない。	災害時避難行動計画の作成や有事に備えた地域づくりへの協働をする。	○要配慮者等との避難訓練への協力 ○行政や自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や必要時避難後の支援 ○民生委員の平時の活動への協力（社協、包括情報共有シートの提供と情報内容の更新）

V 感染症や災害への対応力の強化

事業・事業名	現状・課題	目標（目指す姿）	目標値（何をいつまで）
日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みの推進	新型コロナウイルス感染症対応や、自然災害時への対応などにより、業務への影響が生じるリスクを抱えている。	感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、関係機関、地域との連携した対応強化	○環境の整備 ○BCP（事業継続計画）策定に向けた準備の中での取り組みの確認 ○関係機関、住民との情報共有と対策の検討



女川町地域活動支援センターうみねこ園

1 目的

障害者又は障害児に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「地域の支え合いとつながりで 一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ」、さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も、町民すべてが支え合い 安心して自立した暮らしができるまち おながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、常に地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
地域活動支援センター 基礎的事業 ・創作的活動 ・生産活動の機会を提供 ・社会との交流促進	社会との交流を促進させること によって、障害者等の自立 促進と社会参加を図る。	・体力づくり ・レクリエーション ・調理実習・創作活動 ・陶芸・地域交流 ・販売活動（ゴミ袋等） ・園外活動
送迎支援	利用者及びその家族がセン ターを利用しやすくなるとと もに、家族の負担軽減を図る。	・自宅から地域活動支援 センターまでの送迎 支援

(2) その他の事業及び活動内容

①機能低下予防支援

年齢によるものやコロナ禍等の影響で機能低下が懸念されることから、五感を刺激しながらの活動を取り入れることで、機能低下予防につなげていきます。

- ア 陶芸
- イ クリニカルアート
- ウ 音楽プログラム
- エ ハンドベル
- オ ウォーキング
- カ ボッチャ

②家族支援

利用者及び保護者（親等）の高齢化に伴うさまざまな問題に対し、きめ細やかな相談対応及び支援を行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供および研修会の開催
- ウ 相談受付
- エ 親子交流会の開催
- オ 写真入り連絡帳の作成
- カ 親と子の記録集「みちしるべ」の作成支援
- キ 将来を見据えての準備支援

③啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発
- エ 発達障害啓発週間に啓発活動への参加
- オ その他の啓発週間等に関連する事業に参加

④地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

- ア ゆぼっぼ入浴会
- イ アトム通貨ありがとう制作（町内の事業所の協力のもと新聞の古紙で新聞バッ

グを作成した対価としてアトム通貨をいただき、それを使用し地域の商店街で買い物や昼食会をすることにより、日中活動の充実と地域交流を目的としています。)

ウ イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへの参加 (毎月11日のイオン・デーに実施している「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」とは、お客様がレジ精算時に受け取った黄色いレシートを地域の登録ボランティア団体名が書いてある店内に備え付けの投函ボックスに投函していただくことで、レシート合計の1%分の品物が各団体へ寄贈されるというものです。このキャンペーンに当センターも登録しています。女川町民のお客様も多いために、このキャンペーンに登録することで、当センターの活動の理解につながることを目的としています。)

エ 町内行事や地区行事等各イベントへの参加

オ ボランティアとの交流

4 年間事業計画表

月	行事内容	家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・陶芸・お誕生会 大正琴コンサート・ウォーキング ハンドベル部・ボッチャ同好会	保護者懇談会	個別支援会議 職員会議
5月	陶芸・クッキング・クリニカルアート 大正琴コンサート・お誕生会 ハンドベル部・ボッチャ同好会		職員会議
6月	お誕生会・音楽プログラム 大正琴コンサート・収穫祭 避難訓練(地震・津波)・ウォーキング ハンドベル部・ボッチャ同好会	個別面談	職員会議 避難訓練
7月	七夕会・陶芸・クリニカルアート クッキング・フラダンス発表会 大正琴コンサート・ウォーキング ハンドベル部・ボッチャ同好会		個別支援会議 職員会議
8月	ミニ夏祭り・陶芸・音楽プログラム お誕生会・避難訓練 大正琴コンサート ハンドベル部・ボッチャ同好会	親子交流会	個別支援会議 職員会議 避難訓練
9月	芋煮会・陶芸・クリニカルアート 体力づくり月間(フロアホッケー等) 大正琴コンサート・お誕生会 ハンドベル部・ボッチャ同好会		事業評価会議 職員会議
10月	お誕生会・音楽プログラム 大正琴コンサート・ウォーキング ハンドベル部・ボッチャ同好会		急病・ケガ発生時想定訓練 職員会議

月	行事内容	家族支援等	職員内部研修等
11月	親子対抗ミニ運動会・避難訓練 お誕生会・クッキング 大正琴コンサート・ウォーキング ハンドベル部・ボッチャ同好会	親子交流会	個別支援会議 避難訓練 職員会議
12月	クリスマス会・お誕生会 音楽プログラム&クリニカルアート 大正琴コンサート ハンドベル部発表会・ボッチャ同好会	親子交流会	職員会議
1月	新年を祝う会・音楽プログラム お誕生会・大正琴コンサート ハンドベル部・ボッチャ同好会		送迎時事故発生想定訓練
2月	節分・クリニカルアート 大正琴コンサート・クッキング 避難訓練（火災）・お誕生会 ハンドベル部・ボッチャ同好会	個別面談	事業評価会議 事業計画会議 職員会議 避難訓練（火災）
3月	ひなまつり会&大正琴コンサート ハンドベル部・ボッチャ同好会		個別支援会議 職員会議

女川町日中一時支援事業

1 目的

障害者及び障害児を一時的に預かることで、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町及び学校、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「地域の支え合いとつながりで 一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ」、さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も、町民すべてが 安心して自立した暮らしができるまち おながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、常に地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
日中一時支援事業	障害者等の日常的な訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図る。	・創作活動 ・レクリエーション ・園外活動 ・季節ごとの行事など一人ひとりにあつた支援
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	・障害児等においては、学校から事業所まで及び活動後は自宅までの送迎支援

(2) 障害児支援

- ①個別支援計画を作成し、計画に基づき支援していきます。
- ②保護者及び関係機関と連携を密にして、一貫性のある支援をしていきます。
- ③児童の成長を見守るうえでは、学校との情報共有を行うことが大切であることから適宜に情報共有を行っていきます。

(3) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者のさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援を行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供及び研修会や保護者同士の交流を目的とした事業の開催
- ウ 相談支援
- エ 写真入り連絡帳の作成

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りに努めます。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

4 年間事業計画表

月	行事内容	相談・家族支援等	職員内部研修等
4月	音楽プログラム お誕生会		個別支援会議 職員会議
5月	町探検 お誕生会		職員会議
6月	収穫祭・お誕生会 避難訓練（地震・津波）		職員会議 避難訓練
7月	七夕会 クッキング	保護者個別面談 利用契約更新	職員会議
8月	ミニ夏祭り・お誕生会 音楽プログラム		職員会議
9月	芋煮会 お誕生会		個別支援会議 職員会議
10月	体力づくり月間・お誕生会 陶芸・ハロウィンイベント		急病・ケガ発生時想定訓練 職員会議
11月	避難訓練（火災） お誕生会		避難訓練 職員会議
12月	クリスマス会・お誕生会		職員会議
1月	お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 職員会議
2月	節分 クッキング お誕生会	保護者交流会	事業評価会議 事業計画会議 職員会議
3月	ひなまつり会 卒業を祝う会		職員会議

女川町生活支援体制整備事業

<p>1 事業の方向性</p>	<p>女川町生活支援体制整備事業を受託し、住民・関係団体・行政等の関係者の連携・協働を推進しつつ、地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、本会ならではの視点を活かし、高齢者だけでなく障害者や子育て世帯、生活困窮者世帯等の住民を含め、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、丸ごと包み込み支えあう地域づくり「地域共生社会」の実現を住民と共に考え進めます。</p>
<p>2 事業の概要</p>	<p>(1) 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>地域における高齢者等の生活支援の体制整備を推進していくために、体制整備に向けた調整役として、生活支援コーディネーター2名を配置し次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域ニーズや地域に不足している生活支援サービスの把握 ②サービス開発に向け、地域の関係団体等への働きかけ ③地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備 ④サービスの担い手の発掘や養成、地域ニーズと不足するサービスのマッチング ⑤その他業務の実施に関し必要な業務 <p>(2) 協議体の設置</p> <p>地域で高齢者等を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有・連携強化の場として協議体を設置し次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援コーディネーターの組織的な支援 ②目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一 ③関係者間のネットワークの構築 ④地域の支援ニーズ及び取り組みの整合 ⑤その他生活支援体制の充実及び強化
<p>3 日常生活圏域</p>	<p>圏 域 名：西エリア 該当地域：大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗</p> <p>圏 域 名：東エリア 該当地域：高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島</p>

